

議第38号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三島市
条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「乗じて得た額）」の次に「からその半額（その額が10,000円を超
える場合にあつては、10,000円）を減じた額」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士